

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成29年7月31日										
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都府公立大学法人 理事長 長尾 真 電話 075-212-5406										
主たる業種	大学					細分類番号	8	1	6	1		
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号					<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで											
基本方針	平成23～25年度の平均排出量を基準に、平成28年度の延べ床面積あたりの事業活動に伴う排出の量を3%削減する。											
計画を推進するための体制	理事長を本部長とする地球温暖化対策推進本部のもとに、総務・経営担当理事を幹事長とする幹事会を設置し、法人における総合的な地球温暖化対策を推進する。											
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量		26,001.4 トン	25,913.7 トン	24,181.1 トン	23,189.3 トン	-6.1	パーセント				
	評価の対象となる排出の量		24,689.6 トン	23,040.8 トン	21,308.2 トン	20,316.4 トン	-12.7	パーセント				
実績に対する自己評価		エコオフィス活動の徹底や施設の環境性能向上等に取り組むことで温室効果ガスを削減することができた。										
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率					
	教育・医療	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	13.76	13.71	12.80	12.27	-6.06	パーセント				
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント				
実績に対する自己評価		エコオフィス活動の徹底や施設の環境性能向上等に取り組むことで温室効果ガスを削減することができた。										
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考						
		66.0	パーセント	66.0	パーセント	78.0	パーセント	78.0	パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度		機器の適正な運転管理及び冷房・暖房の設定温度の徹底に努めた。									
	(27)年度		機器の適正な運転管理及び冷房・暖房の設定温度の徹底に努めた。									
	(28)年度		機器の適正な運転管理及び冷房・暖房の設定温度の徹底に努めた。									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		通勤手段は、自転車又は公共交通機関の使用を原則とし、やむを得ない事情がある者について家用車での通勤を許可している。									
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		府立医科大学(河原町・広小路キャンパス)及び府立大学(下鴨キャンパス)共に、上記措置は職員の間浸透し遵守されている。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの		0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン				
	地域産木材の利用によるもの		0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の購入によるもの		0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン				
合計		0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府立大学では、平成28年4月に京都市立峰ヶ岡中学校での記念植樹を通じた森林環境教育を近畿中国森林管理局京都大阪森林管理局事務所と共同で実施したほか、附属農場や附属演習林において府民が参加できる公開講座やワークショップを実施し、環境問題の意識啓発につなげている。											
特記事項	第1計画期間の超過削減量8,618.8トンについて、平成26～28年度の各年度で2,872.9トンずつ差し引き 代表者変更(平成28年4月1日、変更前:荒巻慎一、変更後:長尾真)											

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

超過削減量の差引（単位：トン）		
第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度
2,872.9	2,872.9	2,872.9

